

平成18年6月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明
1	<p data-bbox="331 432 687 465">「条例案」 5件</p> <p data-bbox="260 517 767 551">秋田市市税条例の一部を改正する件</p> <p data-bbox="260 600 746 669">・地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号):平成18年3月31日公布、一部の規定を除き、同年4月1日施行</p>	<p data-bbox="831 517 957 551">改正理由</p> <p data-bbox="799 557 1423 707">地方税法の一部改正(平成18年法律第7号)に伴い、個人市民税の所得割の税率等を改めるとともに規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p data-bbox="831 719 957 752">改正要旨</p> <ol data-bbox="799 763 1423 2067" style="list-style-type: none"> 1 所得控除のうち、損害保険料控除を廃止し、地震保険料控除額を新設する。 2 個人市民税の所得割の税率を一律100分の6に改める。 3 所得税と個人市民税の控除額の差に基づく負担増を調整するための調整控除を新設する。 4 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において、配当割額又は株式等譲渡所得割額に乗ずる率を5分の3に改める。 5 分離課税に係る所得割の税率を一律100分の6に改める。 6 所得税における住宅ローン減税の控除額が減少する者に個人市民税の税額控除を行う特例を新設する。 7 肉用牛の売却に係る課税の特例の税率を100分の0.9に改める。 8 土地等に係る事業所得等の課税の特例の税率を100分の7.2に改める。 9 長期譲渡所得に係る課税の特例の税率を100分の3に改める。 10 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の税率を100分2.4の又は100分の3に改める。 11 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の税率を100分の2.4又は100分の3に改める。 12 短期譲渡所得に係る課税の特例の税率を100分の3又は100分の5.4に改める。 13 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例の税率を100分の3に改める。

		<p>14 上場株式を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例の税率を100分の1.8に改める。</p> <p>15 先物取引に係る雑所得に係る課税の特例の税率を100分の3に改める。</p> <p>16 租税条約の適用を受ける利子所得および配当所得に係る課税の特例の税率を改める。</p> <p>17 個人市民税の負担軽減に係る特例措置を廃止する。 施行期日 一部の規定を除き、平成19年4月1日から。改正後の条例の適用等に関する所要の経過措置を規定する。</p>
2	<p>秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件</p> <p>・地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号):平成18年3月31日公布、一部の規定を除き、同年4月1日施行</p>	<p>改正理由 地方税法の一部改正(平成18年法律第7号)に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 地方税法を引用している規定の整備を行う。</p> <p>施行期日 平成19年4月1日から。改正後の条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する旨の経過措置を規定する。</p>
3	<p>秋田市手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号):平成17年5月2日公布、平成18年4月1日施行</p>	<p>改正理由 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律を引用している規定の整備を行う。</p> <p>施行期日 公布の日から</p>
4	<p>秋田市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する件</p>	<p>改正理由 第3会議室の利用料金の上限額を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 教養文化施設に第3会議室を加え、その利用料金の上限額を、午前、午後および夜間の区分ごとにそれぞれ6,300円とする。</p> <p>施行期日 平成18年7月1日から</p>

5 秋田市商工業振興条例および秋田市
公益法人等への職員の派遣等に関する
条例の一部を改正する件

・会社法（平成17年法律第86号）：平成17年7月26日公布、平成18年5月1日施行

「 単 行 案 」 12 件

6 秋田市市税条例の一部を改正する専
決処分について承認を求める件

改正理由
会社法（平成17年法律第86号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの

改正要旨

用語の整理を行う。

施行期日 公布の日から

地方税法の一部改正（平成18年法律第7号）に伴い、市税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決年月日 平成18年3月31日

改正要旨

1 個人市民税の均等割の非課税限度額の算定に係る加算額を引き下げたもの
(ただし、扶養親族を有する場合に限る。)

「改正前」 非課税 $31万5千円 \times (1 + 扶養数) + 19万8千円$

「改正後」 非課税 $31万5千円 \times (1 + 扶養数) + 18万9千円$

2 個人市民税の所得割の非課税限度額の算定に係る加算額を引き下げたもの
(ただし、扶養親族を有する場合に限る。)

「改正前」 非課税 $35万円 \times (1 + 扶養数) + 35万円$

「改正後」 非課税 $35万円 \times (1 + 扶養数) + 32万円$

3 市たばこ税の税率を「1,000本につき2,743円」から「1,000本につき3,064円」
に引き上げたもの

4 市たばこ税の特例税率を引き上げたもの

5 平成18年度の固定資産税の評価替えに伴い、平成18年度から平成20年度までの
固定資産税の課税の特例について規定したもの

施行期日 平成18年4月1日から。ただし、市たばこ税に関する改正は平成18年7月1日から。その他経過措置を規定した。

専決処分した理由

地方税法の一部改正に伴い、市税の賦課徴収について急施を要し、議会を招集する暇がなかったため

根拠法：地方自治法第179条第3項

7	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件	<p>地方税法の一部改正（平成18年法律第7号）等に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決年月日 平成18年3月31日</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護納付金課税額の限度額を「8万円」から「9万円」に引き上げたもの 2 平成18年度分および平成19年度分の公的年金等所得に係る保険税の減額の特例について規定したもの 3 平成18年度および平成19年度における保険税に係る所得割額の算定の特例について規定したもの <p>施行期日 平成18年4月1日から。改正後の条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する旨の経過措置を規定した。</p> <p>専決処分した理由</p> <p>地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課徴収について急施を要し、議会を招集する暇がなかったため</p> <p>根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
8	平成17年度秋田市一般会計補正予算（第10号）に関する専決処分について承認を求める件	<p>市債の額の確定に伴う市債の起債限度額の補正等のため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決年月日 平成18年3月31日</p> <p>・市債の補正額 649,500千円</p> <p>・補正後の市債予算額 15,436,600千円</p> <p>専決処分した理由</p> <p>起債限度額の補正等について急施を要し、議会を招集する暇がなかったため</p> <p>根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
9	秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についての協議に関する件	<p>秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の合併に伴い、関係地方公共団体で協議の上、同組合から能代市、琴丘町、二ツ井町、八森町、山本町、八竜町および峰浜村を脱退させ、同組合に能代市、三種町および八峰町を加入させることについて、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>根拠法：地方自治法第290条</p>
10	秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および秋田県市町村総合事務組合規約の一部	<p>秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の合併等に伴い、関係地方公共団体で協議の上、同組合から能代市、琴丘</p>

変更についての協議に関する件

町、二ツ井町、八森町、山本町、八竜町、峰浜村、山本郡南部地区消防一部事務組合、能代地区消防一部事務組合、山本郡南部三ヶ町衛生処理事業一部事務組合および二ツ井藤里地区行政組合を脱退させ、同組合に能代市、三種町および八峰町を加入させるとともに、同組合規約を一部変更することについて、議会の議決を求めようとするもの

根拠法：地方自治法第290条

11 住居表示の実施区域および当該区域における住居表示の方法を定める件

住居表示の実施区域と方法を定めようとするもの

実施区域	実施面積	住居表示の方法
御所野地区	0.069km ²	街区方式

根拠法：住居表示に関する法律第3条第1項

12 町および字の区域ならびにその名称を変更する件

住居表示の実施に伴い、町および字の区域ならびにその名称を変更しようとするもの

変更後の町の区域	変更前の町・字の区域
御所野堤台一丁目	上北手猿田字堤ノ沢および上北手古野字台の各一部

根拠法：地方自治法第260条第1項

13 市道路線を認定する件

宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの

・認定路線 6路線 延長395.20m
認定後の市道総延長 約1,946Km

根拠法：道路法第8条第2項

14 秋田市中央卸売市場会計への繰入額を変更する件

中央卸売市場会計の事業推進のための一般会計からの繰入額を変更しようとするもの

・変更前 17,953千円以内
・変更後 25,953千円以内
・変更額 8,000千円増

根拠法：地方財政法第6条

15 川尻地区コミュニティセンター（仮称）及び川尻児童センター（仮称）新築工事請負契約を締結する件

川尻地区コミュニティセンター（仮称）及び川尻児童センター（仮称）新築工事の請負契約を締結しようとするもの

・工事場所 川尻みよし町151番地内
・契約金額 260,820,000円
・契約先 加藤建設（株）

16	秋田市立秋田東中学校校舎大規模改造工事請負契約を締結する件	<ul style="list-style-type: none"> ・工 期 平成19年3月23日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 2,252.53㎡ 駐車台数 10台(障害者用2台含む) 構造規模 鉄骨造2階建 面 積 建築面積 1,036.87㎡ 1階床面積 906.41㎡ 2階床面積 397.23㎡ 部屋構成 1階 集会・図書室、創作活動室、憩い・談話コーナー、事務室、多目的ホール、更衣室、器具庫、便所他 2階 和室(大・小)、会議室(大・小)、調理室、喫煙室、湯沸室、便所他
		根拠法：地方自治法第96条
16	秋田市立秋田東中学校校舎大規模改造工事請負契約を締結する件	<ul style="list-style-type: none"> 秋田東中学校校舎大規模改造工事の請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 手形休下町10番51号 ・契約金額 361,861,500円 ・契約先 長谷駒・鈴秀建設工事共同企業体 ・工 期 平成19年4月24日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト除去等工事 床面積 1,606㎡ ・校舎内部改造工事 床面積 2,560㎡ ・校舎外部改造工事 ・耐震補強工事 ・屋外階段改築工事
		根拠法：地方自治法第96条
17	小型ロータリ除雪車を買い入れる件	<ul style="list-style-type: none"> 小型ロータリ除雪車を買い入れようとするもの ・購入台数 8台 ・契約金額 151,032,000円 ・契約先 (株)カワサキマシンシステムズ北東北支店秋田営業所 ・納 期 平成18年11月15日まで ・主要諸元 寸法 全長 5.68m 全幅 1.80m 全高 2.60m 性能 最大除雪量 900t/h 除雪幅 1.80m 除雪高 1.15m

「 予 算 案 」 4 件

- | | | |
|----|----------------------------------|------|
| 18 | 平成18年度秋田市一般会計補正予算
(第1号)の件 | 資料別紙 |
| 19 | 平成18年度秋田市土地区画整理会計
補正予算(第1号)の件 | 資料別紙 |
| 20 | 平成18年度秋田市中央卸売市場会計
補正予算(第1号)の件 | 資料別紙 |
| 21 | 平成18年度秋田市介護保険事業会計
補正予算(第1号)の件 | 資料別紙 |